

令和2年4月23日

通所事業所等サービス事業者 各位

那覇市福祉部長
(公印省略)

通所事業所等におけるサービス利用調整の検討及び 感染症予防対策の確認について（依頼）

新型コロナウイルス感染症への対応に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年4月22日付沖縄県から「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県実施方針」が示されました。

新型コロナウイルス感染症は高齢者が重症化しやすいとされていることから、同方針においては高齢者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設について、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業継続が要請されています。

また、通所介護事業所等の利用にあたり、感染の拡大防止をするために家庭での対応が可能な場合などは可能な限りの利用自粛や、代替サービス利用が求められています。

さらに感染拡大となった場合には、サービス事業所において感染者が発生することも懸念されます。

つきましては、下記の対応について実施して頂きますようお願い致します。

記

1. サービス利用調整の検討

別紙1「サービス利用調整の事例」を参考に、利用者やその家族、居宅介護支援事業所等と相談の上、対応期間を概ね2週間程度と見込み、サービスの利用調整（ご家庭での対応含む）や代替サービスの確保等について、検討していただくようお願いします。

2. 新型コロナウイルス対応チェックリストの確認

日常業務における感染症拡大防止のためには、外部からの新型コロナウイルスの侵入を防ぐことが重要であり、かつ、感染症発生への備えが必要であることから、別紙2「新

型コロナウイルス対応状況チェックリスト（通所系サービス用）」に沿って確認し、更なる感染症拡大防止対策の強化及び感染が疑われる者が発生した場合の備えをお願いします。

※別紙 1 及び別紙 2

那覇市公式ホームページ>トップページ>福祉・健康>新着情報>（介護サービス事業者の皆様へ）
施設グループからのお知らせ

3. 留意事項

- ・ サービス利用の調整等の検討においては、厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」などを参照した上で、不明点等あれば以下の問合せ先まで、FAX にてご質問ください。なお、本市は同通知等の関連通知に沿った対応方針としていることを申し添えます。

※厚生労働省通知等

那覇市公式ホームページ>トップページ>福祉・健康>新着情報>（介護サービス事業者の皆様へ）
施設グループからのお知らせ

※FAX 質問票

那覇市公式ホームページ>トップページ>福祉・健康>新着情報>（介護サービス事業者の皆様へ）
給付グループからのお知らせ

- ・ 貴事業所にて検討の結果、事業継続が難しくなった場合には、以下問合せ先まで FAX にてご一報ください。この場合の FAX は様式を問いませんが、事業所名・休止期間・短縮時間等をご記載ください。

以上

（お問合せ先）

那覇市 福祉部 ちゃーがんじゅう課

施設グループ（人員基準等、休止報告）

給付グループ（サービス利用調整、報酬算定）

総合事業グループ（総合事業）

電 話：098-862-9010 F A X：098-862-9648

E-MAIL：naha_h_tya-gan001@city.naha.lg.jp

※本市は現在感染症対策での業務体制としているため、お問合せは FAX にて受け付けます。